

『法の哲学要綱』第一部「抽象法」における所有の問題

The Problem of Property in Part I, "Abstract Right,"
in the *Elements of the Philosophy of Right*

竹 島 あゆみ
TAKESHIMA, Ayumi

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第55号 2023年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.55 2023

『法の哲学要綱』第一部「抽象法」における所有の問題

竹 島 あゆみ*

本稿では、『法の哲学要綱 *Grundlinien der Philosophie des Rechts*』（1821）¹の第一部「抽象法」を扱う。私が明らかにしたいのは、ここでヘーゲルが自由概念を人格の自由として現実化する試みを行っているということである。

『要綱』緒論でヘーゲルは独特の自由概念を提示している²。この自由の現実化は『要綱』全体にわたって法の体系として展開されていくが、その最初の段階を描き出しているのが「抽象法」である。以下では、イントロダクションでまず「緒論」に従ってヘーゲル独自の自由概念について概観した後、1. では第一部「抽象法」の展開に即して、ヘーゲルの人格概念について考察する。2. では第一部第一章「所有」に即して、抽象的な人格による物件の所有について考察し、3. ではそれを更に身体所有の問題へと展開する。4. では「労働」が物件及び身体をいかに形成し自由を実現するかについて論じる。結論では「所有」から「契約」への移行を展望する。

イントロダクション：ヘーゲルの自由概念

『要綱』は体系期ヘーゲルの主要著作の一つであるが、これは第一部「抽象法」、第二部「道徳性」、第三部「人倫」からなる。そしてこれらはすべて、自由の現実化の諸段階として叙述されていくのである。

ヘーゲルは『要綱』緒論の第4節において、法と自由の関係について次のように述べている。

法の基盤は一般的にいて精神的なものであり、法のより正確な場所と出発点は自由なものである意志である。したがって自由が法の実体と規定とをなし、法体系は実現された自由の国であり、第二の自然として精神自身から生み出された精神の世界である（§4）。

「法」の実体が自由であるとはどういうことなのか。ここでヘーゲルの考えている「法」は、「道徳」や「家族」、「市民社会」、「国家」を含むことからわかるように、かなり広い意味で使われている。同様にここでヘーゲルが考えている「自由」も私たちが普通思い浮かべる「自由」、例えば「強

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

¹ 以下『要綱』と略記し、同書からの引用に際しては（§4）のように節番号のみを示す。ヘーゲルによる注解は（§35Anm.）のように示す。また講義筆記録からの補遺は（§7Zu.）のように示す。

² Takeshima (2021) .

制がないこと」といったいわゆる消極的自由に留まるものではない。少し後の部分でヘーゲルは次のようにいう。

〔意志の〕第三の契機は……他者において自己のもとにあるということである……この第三の契機こそ、自由の具体的概念である。……我々はこの自由を既に感情の形式において、例えば友情と愛のうちにもっている。そこでは……ひとは一面的に自分のうちにあるのではなく、他者との関係のうちにある。ひとは自分を制限するが、しかしこの制限において自分を自分自身として知る。既定性の中で人間は規定されていると感じないで、むしろ他者を他者として扱いながら、そうすることではじめて自分が自分であると感じるのである。これが自由な意志の具体的なありかたである（§7 Zu.）。

自分が他者に束縛されず、他者と無関係にあることが自由なのではない。全く反対に、例えば友情や愛の関係に見られるように、自分が他者のもとにあるとき、すなわち他者との関係の中に身を置き、自分を制限するときに自由なのだとされる。それは、人間にとって他者とともにあるあり方が自分にとって本来的なありかただからである。ヘーゲルのいう自由は、いわば共同的な自由であり、他者と自己とが作り出す関係性においてある、すなわち自他の相互承認のもとにある自由なのである³。

このような自由の現実化が、法の体系であり、それゆえに法哲学の叙述は自由の段階的な実現を展開するものとして構成されているのである。

抽象法は、緒論では上のように概念的にのみ把握されていた自由な意志が、はじめて現実のうちに定在を得て、制限されたかたちではあるが、とりあえずは自由を実現する場所なのである。このことはまた、『法の哲学』全体の構成を論じ、緒論から本論への移行を示している、「区分 Einteilung」と称する節の補遺において、次のように示されている。

自由意志は、抽象的なままにとどまらないためには、まず自らに定在を与えねばならない。そうしてこの定在の最初の感性的な素材が物件であり、言い換えれば外的な物である。この自由の最初のありかたが我々が所有として知ることになるありかたであり、形式的で抽象的な法の圏である。同様にこの圏に属するのは、契約として媒介された形態をとる所有や、犯罪や刑罰としての、毀損された法である（§33 Zu.）。

³ この自由は、『エンツィクロペディー』の24節補遺でも次のように表現されている。

「…自由とは、まさに自分の他者において自分自身のもとにあり、自身に依存し、自分自身を規定することである …die Freiheit ist eben dies, in seinem Anderen bei sich selbst zu sein, von sich abzuhängen, das Bestimmende seiner selbst zu sein」(TW8. 84)。

1. 人格としての自由

緒論においては概念的にのみ扱われていた意志の自由が、抽象法においてはじめて定在を獲得すると先に述べたが、そうはいつでもここでの意志は十全に展開された意志、言い換えれば共同的・普遍的になった意志ではまだなく、個人の、自己のうちにあって個別的な意志であり、「人格 Person」と称される。そのような意味で「抽象的な」意志の結び、それ自体抽象的な法/権利関係を扱うがゆえに、第一部は「抽象法」と呼ばれるのである。

人格性のうちには、このものとしての私が、全ての面において（内面的な恣意、衝動、欲望においても、直接的で外面的な定在に即しても）完全に規定された、有限な、しかもまったく純粋な自己への関係であるということ、そして有限のうちにあって私を無限なもの、普遍的なもの、自由なものとして知っているということが属している (§ 35)。

ここでは有限性と無限性の統一としての人格が語られている。人格としての私は、一方で内面的には恣意、衝動、欲望として、外面的には身体として、有限な「このもの」である。この点では人間は動物とあまり変わらない。しかし他方で私は、「無限なもの、普遍的なもの、自由なもの」として自己を知っているといわれる。その意味するところは、私が思惟を持つ存在として純粋に自己へと関係しているということであり、しかもそのような自己反省することそのものを自己として知っているということである。

一般にヘーゲルが「無限性」というとき、空間的な無限や無際限が考えられているのではなく、「自己を自己に関係づける否定 *die sich auf sich beziehende Negation*」が含意されている。その典型を示すのが自己意識の構造であるが、『要綱』の人格性においても、「私が無限なものである」とは、私が自己を思惟し、自己に関係することで成り立つ存在であることを意味しているのである。そしてこのことはまた私が自由な存在であることをも意味する。この点で人間と動物は明確に区別されるということは既に緒論において論じられていた。

動物は自己を知らない。ただ衝動に従うのみである。人間だけが衝動をもちつつも、その衝動を支配することができ、言い換えれば衝動を自分のものにすることができる。つまり自分を自分のものにすることができるという意味で、私は自由なのである。それは思惟の働きによってもたらされるのであるが、この働きをヘーゲルは無限性と関連づけて考えている。

人格性には、自己を対象として知ること、思惟によって単純な無限性へと高められ、それにより自己と純粋に同一となった対象として知ることが属している (§ 35 Anm.)。

主体としての知る自己は対象としての知られる自己を、自らと区別しつつも同一視するというふ

うに、私は自己を自己に関係づけている。そのことを通じて、私は自己同一的な存在としての自己を知るのであるが、このような思惟の働きが、「無限性」と呼ばれている。人格性の特徴はこのような無限性を、しかしあくまでも有限的な「このもの」（この私）がもつという点にあり、この二重性が抽象法における議論の進展のなかで重要な役割を演じている。このことは第一部「抽象法」のヘーゲルの行論では、所有、契約、不法という三つの段階を経て進展していくが、本稿では第1章「所有」についてこれを見ていく。

2. 所有

上に見たようにヘーゲルは抽象法での意志のあり方を自由な人格として捉えているが、人格はその有限性のゆえに、それ自身だけで自由なのではなく、換言すればそれ自身だけで存在しているのではない。人格はその自由の向かう対象、活動する場所を必要不可欠とする。このことを明らかにするのが抽象法の第一章「所有 *das Eigentum*」である。

人格は、理念として存在するために、自己の自由にとっての外的な圏域を、自らに与えなければならない。……自由な精神とは直接的に異なっているものは、この精神にとってもそれ自体でも、外的なもの一般である。—すなわち物件、自由でないもの、非人格的なもの、法を欠いたものである（§§ 41-42）。

このようなしかたで、私にとって私ならざるものが対峙していることが明らかになり、つまりはわたしにとって外的なものの世界が成立する。外的なものとは、「占有 *Besitz*」を行おうとする自由な意志の対象となる、自由でない「物件 *Sache*」である。反対に人格はここで物件を自分のものにすることができるという意味で自由を有している。それは、物件自体は意志を持たないが、人格は意志を有するのみならず、物件のうちに自分の意志を置き入れることができるからである。

人格はどんな物件のうちにも自分の意志をおき、これによってその物件が私のものとなるという法的権利を自らの実体的な目的としている。というのも、物件はそれ自身のうちにそのような目的をもたず、その物件の規定と魂にかんしては、私の意志をそれとして受け取るからである（§ 44）。

意志を持たない物件は意志を持たないがゆえに、自己目的も自己関係ももたない。それは「自分である」こともできないし、自らを自分として「もつ」こともできない。それに対して人間は、物件を自らのものとして「もつ」ことができる。これはまずは人間がその無限性の側面としては思惟を、意志を持っているからであり、さらに意志によって物件を作り変えることができるからである。

このことが所有の出発点をなす。

いかなる人間も自分の意志を物件とする権利、あるいは物件を自己の意志とする権利をもっている。いいかえれば、いかなる人間も物件を使用して自分の物件に作り変える権利を持っている（§ 44 Zu.）

このような、私が物件に意志を置き入れることは、しかし物件の側だけに影響を及ぼすのではない。それは意志自身に跳ね返ってくる。〈私が物件をもつ〉ということ自体が、ただの私ではなく〈物件の持ち主としての私〉をかたちづくる。すなわち、意志はそのことで初めて自分を自由な意志として自覚し、現実性を獲得するのである。

私が何かを私自身の外的な力のうちにもつということが占有を構成するが、それと同様に、私が何かを自然的な欲求や諸々の衝動や恣意にもとづいて私のものにするという特殊的側面が、占有の特殊な関心となる。しかし、自由な意志としての私は、占有においては私にとって対象的であり、そのことによってまた初めて、自由な意志は現実的な意志ともなる（§ 45）。

意志の自由の最初の現実化は占有によって生じる。ヘーゲルが占有を自由の展開の出発点として点に、社会契約説の影響を見ないわけにはいかない。しかしながらヘーゲルは社会契約論者たちとは異なり、自由を自然権として、いわば社会成立以前の自然状態において最初から与えられたものとして個人に適用するのではない。そうではなく自由とは、初めから社会的動物 *zoon politikon* である人間が、まさに社会的活動としての占有を行うことによって獲得するものである、とヘーゲルは考えている。私が自由であるのは、ただ天から与えられた状態として〈自由である〉からではなく⁴、私が一物件の支配というかたちで一所有しているからなのである。私の存在のしかたを、ここでは私の所有が規定している。

所有物をもつことは、欲求が第一のものだと考えられるときには、欲求を満たす手段であるように見える。しかし、真なる立場は、自由の見地から所有が自由の最初の定在として、本質的な目的それ自身であるとする立場である（§ 45 Anm.）。

⁴ 次節における身体所有の議論の中で、〈自由である〉のは所与の状態ではなく、他者から見られた私の存在に関わっており、それゆえ承認の問題とも密接に関わっていることが明らかになる。

3. 私—身体—他者

このように自由の最初の定在としての所有を考えると、もうひとつ見ておかねばならない重要な点がある。それは身体所有をめぐる考察である。ヘーゲルは私と他者との関係、そして私と身体との関係を、〈私-私の身体-他者〉という三者関係の中で捉えようとしている。

人格としては、私自身、直接的に個別者である。このことは……さしあたっては、私が、私の普遍的で非分割的な外的定在である……この有機的な身体のうちで生きているということを意味する。しかし、同時に、人格としては、私は私の生命と身体とを、そうすることが私の意志であるかぎりにおいてのみ、他の物件同様にもつのである (§47)。

身体 *der Körper* が直接的な定在であるかぎり、身体は精神にふさわしくない。精神によって意志を与えられた器官であり、精神の活気づけられた *beseelte* 手段であるためには、身体は、まず最初に精神によって占有されなければならない。……—しかし、他者にとっては、私は私が直接的にもっているとおりの身体において、本質的に自由なものなのである (§48)。

ヘーゲルがここで人格としての私の心身関係について二重の構造を指摘している点に注目したい。

第一に他者から見れば、〈私は身体である〉。より厳密に言えば、私は精神と身体の合一した存在である。私は「外的定在」 (§47) である身体のうちで生きている。次節でも、「他者にとっては、私は私が直接的にもっているとおりの身体において、本質的に自由なものなのである」 (§48) とされている。

しかし第二に私から見れば、〈私は身体を所有する〉。厳密に言えば、精神が身体を所有しているような存在として私は私であり得る。「私は私の生命と身体とを…他の物件同様にもつ」 (§47)。「身体は、まず最初に精神によって占有されなければならない」 (§48) のである。

第二の観点〈私は身体をもつ〉からは精神としての私が身体としての私を所有することで私は自由でありうるということが導き出される。というのも、私は私の身体を「自由に」処分する、極端に言えば自殺することすらできるからである。この点で人間は動物とは違う。「動物は…自殺することはできないが、人間はできるのである」 (§47 Anm.)。私から見た観点では、私は精神と身体を分離しうる存在であるがために、身体を所有することができ、その結果自由であることができるのである。

しかし、第一の観点〈私は身体である〉からは、他者から見た私は身体そのものとして、あるいは身体と不可分なものとしての私であり、ここでは精神と身体とは一体化していることが導き出される。他者にとって私はそのようなものとして自由である。他者にとって、私は現実存在であるものとして自由なのである。そして実はこのことが現実的な承認の基盤を為しているのである。

私は自由なものとして身体のうちに生きているのだから、というだけでも、この生きた定在は、荷馬として乱用されてはならない。私が生きているかぎり、私の魂……と肉体とは切り離されない。身体は自由の定在である。そして私は身体において感じるのである。それゆえに、身体が粗略に取り扱われ、人格の現実存在が他人の暴力に服属させられても、物自体である魂には関係なく、それが侵されたわけでもないというように魂と身体の違いをするのは、ただ理念を欠いたソフィスト的な悟性でしかない (§ 48 Anm.)。

このように第一の観点〈私は身体である〉では、精神が身体という現実存在のうちにあり、それを分かちがたく常に伴っているから、私は自由であるとみなされるのであり、苦役に供される動物とみなされてはならないのである。したがって、身体的な迫害とは無関係に精神の自由が保てるとするストア主義的な考え方は誤っている、とヘーゲルは考える。第二の観点〈私は身体をもつ〉が示しているのは、心身分離に基づく精神による身体の所有というデカルト的な契機であるが、だからといってヘーゲルは身体的な迫害とは無関係に精神の自由が保てるとするストア主義的な考え方を正当化しているわけではない。第一の観点、心身合一の観点から明らかなように、人間の身体の奴隷化は否定されうるのである。

私は私の現実存在から自分のうちへとひきこもり、私の現実存在を外的なものにすることができる—特殊な感覚を私の外に置いておいて、鎖につながれていても自由であることができる。しかし、これは私の意志であって、他人にとっては、私は私の身体のうちにあるのである。定在において自由なものとしてのみ私は他者にとって自由である、ということは同一命題である……。他者によって私の身体に加えられた暴力は、私に加えられた暴力である。

私は感じることができるのであるから、私の身体に触れたり、暴力を加えたりすることは、直接私に、現実的かつ現在の、私の気持ちを害することである…… (ibid.)。

ここでは身体もまた、広い意味での「物」として、物件と同じく自由の定在として考えられている。私は鎖につながれていても自由であることができるが、そのような私の意志の自由とは別に、他者にとっての私は依然として私の身体においてある。私を承認することは、私の身体を通して行われる。そうであるから、私の身体に加えられた暴力を、私に加えられた暴力と受け取り、それを私の自由の侵害、私の非承認と考えることも可能なのである。逆に、このような観点から他者の身体を尊重することは現実的な承認を背後から支えることになる。

4. 労働

ここまでの考察により、人格の自由とは自由な意志を物件（身体を含む）に置き入れることで成

立することがわかったが、この置き入れは、単に物件を占有することだけでは完結しない。それを所有として確立するのは、「労働」である。労働はまずは外的な物件に向けられ、それを形成し、それを通じて私の所有を確立するものとして叙述される。

形成 *die Formierung* によって、あるものが私のものであるという規定は、一つの対自的に存立する外面性を得る (§56)。

このように外的物件を形成するという狭義の労働のみならず、ヘーゲルは自己へと向けられる労働、すなわち陶冶をも視野に入れている。

人間は.....自分自身の身体と精神との陶冶 *Ausbildung* によってはじめて、すなわち本質的にはその自己意識が自らを自由なものとして把握するようになってはじめて、自己を占有取得し、自己自身の所有物、他者に対する所有物となる (§57)。

人間は原材料や道具などを用いて、外的な物を形成する場合にだけ労働の働きを向けるのではなく、自分自身の身体能力や知力といった素材にも自らの労働を作用させる。そして自分のもっている自然のままのありようを修練によって変成させ、熟練した働き手に鍛え上げる。すなわち自己を陶冶する。このようにして、はじめて、外的な物を加工して自分の思い通りのものをつくりあげる能力を身につけることができ、それを通じて自由な自己が獲得される。

前節で見たように私が身体を所有することは私の人格の自由を形作るが、それは精神と身体との分離を前提しているように見えた。身体の所有はさしあたっては外的定在を持たない精神による身体の支配を意味するからである。しかし労働と陶冶のプロセスを考察することによって、この理解が一面的であったことがわかる。というのも労働も陶冶も身体と分離された精神の活動ではなく、それ自身身体的活動でもあるものが、再帰的に私の身体と精神とを作り上げるプロセスだからである。

ここにおいて、所有に基づく人格的自由が確立されるとともに、心身関係についても、前節に見た二重性が統一されることになる。すなわち、二つの自由、1) 他者から見た心身合一体である私の自由、〈私が身体である〉ことから導かれる私の自由と、2) 私から見た心身分離体である私の自由、〈私が身体をもつ〉ことから導かれる私の自由とが統一されることになる。物件や身体の有は、単に私からの観点では心身分離に基づいているように見えるが、他者からの観点を顧慮すると、心身合一をも前提していることが明らかになった。このように、私の同一性に基づく人格の自由は、既に自己と他者との承認関係に背後から支えられていることが予想されるが、これを確証するには抽象法の第二章「契約」の考察を待たねばならない。

結論：所有から契約への移行

前節で見たように、労働と陶冶に基づく物件と身体の所有を通じて私は人格の自由を確立する。このように自由な自立した個人相互が取り結ぶのが「契約 *der Vertrag*」という関係である。所有の段階は基本的には私と物件（身体を含む）との関係をめぐるものであり、他者はあくまでもその関連からのみ言及されるにすぎなかった。それに対して契約では私と他者との関係が前面にでてくる。したがって抽象法の中で自己と他者との間の承認関係が明示的に扱われるのはこの節である。

物件及び身体は外的なものでありながら、私の意志の置き入れられたものでもあった。単なる物質的なものとみなされた物件や身体をはさんで相対するとき、私は単に身体的なもの、外的なものとしての他者とししか関係していない。しかし意志の定在としての物件や身体—所有物を介して関係するとき、これらのものは他者の意志と私の意志とを媒介するものであるといえる。

定在は規定された存在として本質的に他者に対する存在である（上記48 節注解を見よ）。所有物は、それが外的な物件として一つの定在であるという面からいえば、他者の外面性に対して存在し、この外面性のもつ必然性と偶然性との連関のうちにある。しかし、意志の定在としては、所有物は他者に対して、といっても、ただ他の人格の意志に対してのみある（§71）。

所有物は単なる物質的な物ではなく、個人の意志を媒介するものであるが、「この意志と意志との関係は、そこに自由が定在をもつ固有の真なる基盤である」（*ibid.*）。逆に諸個人は所有物を、もはや単に物件や私の主観的な意志を介してだけではなく、同様に他者の意志を介して、したがって一つの共通の意志のうちにもつようになる。

所有をもはや単なる物件や私の主観的な意志だけでなく、他の意志をも媒介にして、したがって一つの共通な意志においてもつようになる、この媒介が契約の圏をなす。……契約は、契約を締結した者達が相互に人格として所有者として承認し合うことを前提とする。……承認の契機は既に契約のうちに含まれ、前提されているのである（§§71-71Anm.）。

契約の段階では、私は共通の意志を通して所有物をもつ。所有の段階の個別的な意志は実は他の意志との共通性のうちにある。この共通の意志を成り立たせているのは先行する承認であるといわれる。では、契約と承認との関係はどうなっているのか。この点については次の機会に論じることとしたい。

〈文献表〉

Gesammelte Werke. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, hrsg. von der

Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg: Felix Meiner 1968ff.
[=GW]

GW14: *Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse: Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Hrsg. v. Klaus Grotzsch und Elisabeth Weisser-Lohmann, Bd14, 2009.

Nisbet, H. B.(trans.), Wood, A. W.(ed.), & Others. (1991). *Elements of the Philosophy of Right*.
Cambridge: Cambridge University Press.

上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『法の哲学』上・下、岩波書店、2000–2001。

Werke in zwanzig Bänden. Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1969ff. [= TW]

TW8-10: *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften*, Bd.8-10.

Quante, M. (2014). „Die Persönlichkeit des Willens“ als Prinzip des abstrakten Rechts. In Siep, L. (2014).

Ritter, J. (1961). Person und Eigentum. Zu Hegels “Grundlinien der Philosophie des Rechts”
§§ 34 bis 81. In Siep, L. (2014).

Schnädelbach, H. (2000). *Hegels praktische Philosophie: ein Kommentar der Texte in der Reihenfolge ihrer Entstehung*. Suhrkamp.

Siep, L. (2014). *G. W. F. Hegel – Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Walter de Gruyter GmbH & Co KG.

Takeshima, A. (2021). The Concept of Freedom in the Introduction to the Elements of the Philosophy of Right, XXXIII. International Hegel Congress, Online, 21–25 June 2021.